

平成 27 年度の主な事業報告

社会福祉法人藤聖母園

社会福祉事業

法人本部

私たちが利用者のため日夜取り組んでいる福祉事業においては、我が国の人口減少や少子高齢化の進展に伴い、子どもから高齢者までの人口構造も大きく変化することになり、その影響をまともに受けざるを得ない状況にあります。

社会福祉法をはじめ、介護保険法や社会福祉施設職員等退職手当共済制度の改正などいずれも事業者にとっては厳しい対応が迫られております。

国における制度の見直しは必要なこととは思いますが、あまりに変化のスピードが速いため、消化不良の状態の前へ進まなくてはならないという辛さがあります。私たち現場の立場からすれば、国や自治体における行政改革についても、並行して進めて頂き、複雑化した現在の事業や制度について整理し、単純化し、できる限り手続きの簡素化を是非進めてほしいと切に願っております。そうしなければ、最終的には利用者の皆さんに対するサービスの低下にもつながる恐れがあり、心配しているところであります。

このように制度改正が加速する中で、①当法人の基本理念である「一人ひとりがかけがいのない存在として生きること」を心から願い、実践してこられた藤聖母園のシンボリック的存在であり、良き施設長であったお二人のシスター（修道女）が本年 3 月末日で退職することになり、職員一同大きなショックを受けたところです。いつかはこのような時が来るだろうとは思っていましたが、やっぱりその淋しさを消し去ることはできませんが、いつまでも甘えてはいられません。先人のシスターたちをはじめ、お二人のシスターに対し、心から「お疲れ様でした」と感謝を申し上げたい。幸いなことにこれを契機に当法人の基本理念をより大切に守り、実践して行かなければならないという確かな機運が高まったことは大きな収穫だったと受け止めております。

また②職員の資質の向上を図るための法人の自主研修については、多忙な中、各施設・事業所の協力を得て実施できました。

次に③若葉乳児院の改築工事は、県の指導助言もあって平成 27 年 7 月をもって完工することになり、大きな区切りとなり、喜びもひとしおでありました。何より乳児にとってこれまでと違った良好な環境の下で生活できるようになり、安全、安心が確保され、職員の執務環境も大幅に改善され、本当によかったという思いで一杯であります。

最後に④旧若葉乳児院解体後の跡地利活用について色々と検討をしたが、具体的な案を取りまとめることができなかつたことは、今後の課題の一つとなった。

児童養護施設藤聖母園

キリストの教えに基づいた愛の精神で、入所児童一人一人が、かけがえのない存在であることを認識し、児童と職員との信頼関係を基礎に、共同生活の中に家庭の機能を最大限に発揮して養育にあたりると共に、その自己実現に向けて援助している。

- 平成 27 年度は、本体定員 71 人に改正し、地域小規模児童養護施設 6 人の定員設定であった。年度当初の入所は 57 人で児童ホーム 6 ホーム、幼児ホーム 1・地域小規模グループケア 1 を編成して支援にあたった。年度中入・退所状況は入所児童が 6 人、退所児童が 18 人であった。
- 児童ホームの支援体制は、各グループ・リーダーを中心として、部署の主任を含めた複数体制を強化し、丁寧な支援に務めた。
- 施設運営の質の向上を図るため、今年度も自己評価に取り組んだ。評価結果は、子どもの支援向上、運営改善について、全職員の意識向上につながる機会となっている。
- 児童の園内活動については、いろいろな行事をとおして地域住民との交流を深めることを目的に、積極的に参加し挑戦する姿勢を養う機会とした。特に、一輪車・太鼓クラブは、園内行事での演技披露や外部団体からの出演依頼があった場合の出演など、目標を持って取り組むことができた。
- 児童の学力向上策として、学習指導員による学習強化を図り、基礎学力の定着や高校進学に向けての個人指導に力を入れた。また、外部の進学塾（平日・夏・冬期講習含む）も活用し、受検生全員が希望校に入学することにつながった。
- 職員研修については、職員の資質向上を図るため園内外の研修会、会議、学習会に参加し、専門性の高い支援技術、専門知識の習得に努めた。
- 「藤聖母園児童研修センター」を活用し、小グループで園を離れて静かな自然の活況のなかで、より家庭的な雰囲気の中で宿泊生活体験を実施している。

藤放課後児童会

放課後児童会健全育成事業として、青森市から委託された藤放課後児童会では、保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生を対象に、遊びを主とする集団活動を通じ、児童の健全育成を図っている。

平成 27 年度は、45 人の児童が入会し、5 人の指導員が子どもの支援を行った。利用状況としては、月曜日～金曜日の平日の年間開設日数は 243 日（月平均 20 日）、1 日平均 30 人の児童が、下校から 18:00 まで指導員の支援のもと、自由学習や遊びの活動をした。また土曜日の年間開設日数は 51 日、1 ヶ月平均 52 人の児童が活動している。

放課後児童会における活動内容

- ①児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定。
- ②遊びの活動への意欲と態度の形成。
- ③遊びをとおしての自主性、社会性及び創造性の向上。
- ④児童の遊びの状況把握及び家庭への連絡。
- ⑤その他、児童の健全育成上必要な活動。

当年度実施した主な活動内容としては、お誕生会、夏休み中にはミニ遠足（青森競輪所広場）・夏祭り、冬休み中にはクリスマス会、プラ板と木製プレートの作成、雪遊び、正月遊びなかよし会卒園会などを行った。

藤放課後児童会では、

- ・元気にあいさつできる子
- ・みんなと仲よく遊べる子
- ・ホッと安らげる児童会

を生活のモットーとして、児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に努めながら、入会児童の保護者との連携を密にし、健全育成を図っている。

藤保育園

キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりを掛替えのない存在として大切にします。家庭的雰囲気の中で、祈る心、感謝する心、許し合う心、共感する心、そして思いやりの心が育つよう援助する。

定員 60 名 現員 71 名（平成 28 年 3 月 31 日現在）

開所時間 6 時 45 分、閉所時間 22 時 00 分

0 歳児から就学時前迄の年齢を対象に、通常保育の他に特別保育事業として「保育所地域活動事業」「延長保育促進事業」「ふれあい保育事業」「障がい児保育事業」を実施。開所時間から 11 時間を超える 4 時間延長保育は、地域のニーズに対応して評価されている。

- 平成 27 年度は、事業計画の基本方針である「カトリック保育園としての特性を生かした保育の充実」については、様々な行事や活動を通してすすめることができた。（ご復活や御降誕、また神父様にして頂いた七五三のお祝いや卒園感謝のお祝い等）

- 世代間交流は、養護老人ホーム「藤ホーム」の敬老会や「藤聖母園デイサービスセンター」、近隣の高齢者の方々を訪問したり、ご招待したりして一緒に楽しく過ごすことが出来た。
- 事業計画の中の一つ「多様な連携と協働をつくる」に関しては、地域社会を基盤とした中での保育園としての活動（地域商店への絵画展示の参加）を行った。
- 桜の木を国立療養所松丘保養園へ寄贈したことから、入所者の方々と桜の植樹をし交流もつことが出来た。
- 平成 27 年度も青森市立堤小学校が中心となり、学区内の保育園、幼稚園の園長や職員が集まり情報交換を行ったり、就学前の園児と小学校一年生の交流会を行った。

弘前大清水保育園

当保育園はキリスト教精神に基づいた児童福祉施設として、人を大切にし優しい誠実な人として伸びやかに成長するよう援助します。また、種々の経験を大切にしながら個性を伸ばし、豊かな人間性の基礎を培っています。

定員は 60 名、利用定員も 60 名。平成 28 年 3 月 31 日の現員は 61 名でした。

当園は豊かな自然に恵まれ、毎日、綺麗な草花に触れながら小鳥や虫たちと戯れています。また、施設の体制としては、原則縦割り保育を実施しています。上の子が下の子の面倒をみたり、下の子は上の子の行動を観察しています。また、敷地内の特別養護老人ホームや障害児施設との定期交流を実施し、子どもの頃から、世の中には色々な事情の人がいることを知ってもらい取組を行っています。子ども達は町内会の散歩等も通して様々な世代間交流や「健常児と障害児が共に育つ」現実の体験等を行っています。

行事としては、交通公園での指導、電車体験、プラネタリウム・教会見学等様々な社会体験により知識を広めたほか、七夕、ねぶた祭り、餅つき、豆まき、ひな祭り等日本の伝統的な催しも体験させました。また、七五三やクリスマス、卒園式では、「カトリック保育園」としての特性を生かし、シスターにお祈りをいただき、保育の充実に努めました。

この他、特別保育事業としては、障害児保育、延長保育、一時預かりを実施していますが、当園では独自に、毎月保育園開放日を設け、育児相談にも応じています。

また、火災と地震の避難訓練は毎月実施していますが、総合避難訓練も実施し、消防車とともに消防士や「火消し君」（着ぐるみ）を招聘するとともに、煙体験も実施し、防災に対する意識を高めました。また、当園では食育も重視しており、食への関心を深めたほか、食物アレルギー対応として、除去食及び代替食を積極的に提供しました。

若葉乳児院

- 1 施設の設置目的
家庭に恵まれない乳幼児に、第二の家庭を提供すること。
- 2 定員
14名（ただし、平成27年7月1日から、定員を10名に変更した。）
- 3 現員
8名（平成28年6月3日現在）
- 4 入所者の処遇の動き
平成28年2月1日から、小規模グループケアを2グループ実施した。
- 5 主な事業
 - ① 乳幼児の措置入所。
 - ② 乳幼児の緊急一時保護
- 6 主な施設・設備の整備
施設の改築工事が、平成27年度に竣工した。
 - ① 平成27年6月22日に、新建物及びその鍵の引渡しを受けた。
 - ② 平成27年6月29日に、新建物の竣工式を行った。
 - ③ 平成27年6月30日に、新建物に引越しをした。
- 7 職員の活動状況
 - ① 乳幼児の養育。
 - ② 里親支援専門相談員が、里親に対し諸々の支援活動を行った。
 - ③ 平成26年度に第三者評価を受けたので、平成27年度は自己評価を行った。
- 8 その他、年間の主な動きなど。
平成26年度末に整理退職させた正職員5名を、平成27年4月1日付で常勤嘱託職員として採用した。

養護老人ホーム 藤ホーム

藤ホームは外部サービス利用型「特定施設入居者介護事業所」の指定を受けた、老人福祉法に定められている養護老人ホームです。

身体が弱ってきた、一人暮らしが困難(不安)になった、住む所がない、あまり収入がない、等の社会的要件を満たしている原則65歳以上の方が入所措置されています。介護を必要とする方は併設の訪問介護事業所(介護職員は兼務)から介護サービスの提供を受け生活しています。

平成27年度末で、定員55名(現員52名)のうち特定契約を結んでいる要介護者は18名お

られました。その他ショートステイ 1 床があり、青森市と生活管理指導短期宿泊事業の委託契約を取り交わし、利用が必要と認められた方を受入れています。

入所者の状況は、毎日のように外出される方(自立)から要介護(I～V)の方まで、年齢は 63 歳から 95 歳(平均 85.0 歳)まで、最長在園者は 29 年 7 ヶ月の方がおられます。様々な事情を抱えて入所されているお一人おひとりが、安全で安心できる生活の場の提供に配慮し、個別に対応しています。入所者の生活歴・生活環境、入所に至る経緯が複雑であり、また介護を要する方の重症化が進んでいることで、家族・関係機関とのよりいっそうの連携を心がけました。

施設整備の面では、入所者の健康面を考慮し、夏季の高温対策として園内の温度調節(廊下へのエアコン・ロールカーテン設置等)に取り組みました。

介護サービスの提供を要する入所者は増加していますが、残存機能維持に向けた「自立支援」の役割を意識し、日常生活における関り、施設内行事・地域との繋がりによって、安全に配慮しながら意欲的に介護予防できる環境づくりを心がけています。

28 年 4 月からの特定施設一般(内包)型への移行(ヘルパーステーションの休止)に向け、既移行施設への職員派遣、内部検討会の実施等、準備を行ってきました。混乱も少ない状態で移行が進んでおり、今後も事業の更なる健全化、業務の合理化に取り組んでいくことができます。

特別養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所 藤の園

当園は、全室個室ユニット型の施設で、入居定員数が長期入居者 60 名、短期入居者 6 名の事業所です。職員数は 59 名でその内介護職員が 37 名です。介護福祉士の取得者も多く 32 名の職員が有資格者です。

入居者の平均介護度が 3.73。平成 27 年度の充足率は 91.6%と前年度より低い状況となりました。その要因として考えられることは、入居条件が介護度 3 以上になったことと、医療的なケアが必要な申込者が多くなったことが考えられます。このような状況を今後、当園としてどのように考え、運営していくべきなのかが大きな課題です。

また、ここ数年にわたり、職員の研修、自己評価等に重点を置き実施してきました。職員研修については、出来るだけ職員の希望にそった研修等に参加できるように努め、研修の報告会などを実施し、研修内容の共有に努めました。自己評価に関しては、チェック項目を設け、自分自身の評価をしやすいように考慮して行い、何が出来て、何が出来ていないのかを見つめ直すことが出来ました。

施設重点目標や運営目標については、平成 27 年度も「看取り」や「地域交流」等を課題に行ってきましたが、まだまだ、取り組む余地が多々あり、今後も継続して行っていきたいと思います。

社会福祉法人の役割が大きな話題となっている今日、施設としての役割をしっかりと考え、行っていききたいと思います。

特別養護老人ホーム 弘前大清水ホーム

本園は、昭和48年2月に設立され、43年が経過し、定員80人、現員80人で現在に至っている。キリスト教カトリック精神を基本理念として、利用者に対する人間尊重の待遇を大切にし、その社会的責任を果たしている。平成27年度の入所者は17人、退所関係17人（死亡者10人、長期入院8人）であった。1日平均の利用実績は短期利用者を含めて78.63人となり、定員80人に対してベッド稼働率は98.28%であった。平成26年度と比較して約1.0%増加した。平均要介護度は3.9となり、入所相談では、重度の疾病をかかえたケースが多く、事前に関係機関からの診断書、情報提供書の提出をもとめ、入所後の医療的な対応の可否について嘱託医師との意見調整に努めた。また、人件費については、年度当初、減少が見込まれたが、介護職員6人が育児休業からの復帰により人件費が増加した。平成27年度も直接待遇職員体制を維持すべく、日常生活継続支援加算など、10項目の加算申請をすべく職員体制を継続的に確保し、介護報酬の維持と直接待遇職員をはじめ各種職員の待遇改善に努めた。ちなみに職員の平均勤続年数は12年10ヶ月である。

労務管理については、青森県高齢福祉保険課委託事業による介護職員等定着支援のためのコンサルティングを3回受け、介護職員を対象にアンケート調査を実施した。この調査結果に基づき、新たに業務改善委員会を設置と推進により、介護職員等のストレスの改善を図ることに努めた。

傾聴ボランティアの養成については、実際に活動した傾聴ボランティアの延人数は402であった。また、傾聴ボランティア勉強会を4・5・6・8・9・10・11月の7回と12月はクリスマス会（園長他職員3名参加）実施した。昨年10月には、日本カトリック老人施設協会 東北・北海道支部が主催する職員研修会（青森市）で、弘前から3名の傾聴ボランティアの方が出席され体験発表し、当法人に関係する青森市のカトリック教会の傾聴ボランティアの方々とも交流した。

藤聖母園デイサービスセンター

1 事業運営の概況

高齢化の進行に伴い、利益を目的とする有料老人ホーム等が急増し介護の市場競争が激化、介護職員の確保も困難となる一方で、追い打ちをかけるように介護報酬単価の切り下げ等に伴う職員処遇を含む経営環境の悪化、利用者ニーズの個別化等に対応するサ

サービスも複雑化しつつある。こうした状況下にあつて、キリスト教の人間愛を基本に利用者個々の声を大切に、サービスを提供することにより、家庭や住みなれた地域で生きがいを持ち、可能な限り暮らしていけるようお手伝いしてきた。

また、利用者等からの直接の苦情等相談やオンブズマンの活用による利用者の声の把握、サービス時のヒヤリとした出来事の検証等、日常の出来事の反省のサービスへの反映に努めた。なお、地域の皆さんの日常生活に関わる事業所としての役割を果たす立場から、近隣町内会への広報活動（「藤デイサービス通信」の発行等）にも努めた。

2 具体的活動

デイサービス事業（通所介護事業）、青森市配食サービス事業、青森市通所型介護予防事業を柱に、青森市介護予防モデル事業も実施した。

今年度は、利用者が心身ともに健康で地域で生き甲斐を持って生活するという観点を大切に、平常の日課の中にも運動機能向上や口腔機能向上・認知症防止に配慮したレクリエーション等様々なプログラムを出来るだけ多く取り入れる努力をした。

また、その一環として青森市介護予防モデル事業も受け入れてみた。

(1) 通所事業

（介護予防）通所事業と青森市デイサービス事業の利用定員は、1日35人、年間営業に日数は243日、利用者延べ7,412人、（営業1日30.5人）で、前年度より若干増加した。

また、青森市通所介護予防事業については、運動機能向上プログラムを4月から開催し、参加者は延べ128人（実数55人）であった。口腔機能向上プログラムは、希望者がいないため、開催されなかった。

(2) 訪問事業（青森市配食サービス受託）

家事機能の低下による食の自立支援や、高齢者の孤独死防止等見守り体制の強化のため実施した。（年間243日（前年度244日）、宅配実数は延べ805食（1日平均3.3食））。

(3) 青森市介護予防モデル事業の実施

平成28年1月から3月まで、青森市介護予防モデル事業「元気わくわく教室」開催した（参加者は延べ39人（実数6人））。

藤聖母園デイサービスセンター通所事業利用実績推移

年度 月	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	営業日数	利用者数 (延べ)	利用者数 (1日平均)	営業日数	利用者数 (延べ)	利用者数 (1日平均)	営業日数	利用者数 (延べ)	利用者数 (1日平均)
4月	21	584	27.8	21	566	27.0	21	635	30.2
5月	21	557	26.5	20	554	27.7	18	549	30.5
6月	20	531	26.6	21	607	28.9	22	680	30.9
7月	22	582	26.5	22	612	27.8	22	645	29.3
8月	22	571	26.0	21	564	26.9	21	617	29.4
9月	19	536	28.2	20	620	31.0	19	601	31.6
10月	22	593	27.0	22	626	28.5	21	623	29.7
11月	20	559	28.0	18	525	29.2	19	595	31.3
12月	19	518	27.3	22	558	25.4	19	601	31.6
1月	19	481	25.3	20	565	28.3	19	577	30.4
2月	19	492	25.9	19	534	28.1	20	612	30.6
3月	20	550	27.5	22	637	29.0	22	677	30.8
計	244	6,554	26.86	248	6,968	28.10	243	7,412	30.50

藤聖母園在宅介護支援センター

1 事業運営の概要

当センターは、老人福祉法による在宅高齢者の福祉に関する相談を24時間対応で行う事業所であるとともに、青森市中央地域包括支援センターのブランチとしての役割を果たすことを目的としている。

生活・福祉ニーズの個性化、多様化が進むなかで、高齢者自らの意思を大切にしながら個々のニーズに応えるサービスを提供することにより、高齢者が生きがいを持ち、可能な限り住み慣れた地域で生活していけるよう、そして地域の福祉ニーズは地域の人々の生活の中にある、との視点を基本として事業を推進した。

具体的には

- (1) 地域住民のニーズ把握に努めること。
- (2) 活動にあたり重要な役割を果たす町会長や民生委員、地域住民との連携強化。
- (3) 高齢者の各種保健福祉サービスに関する広報の強化。
- (4) 各種老人保健福祉サービスに関する相談への細やかな対応。

を方針として活動を行った。

青森市合浦デイサービスセンター

青森市合浦デイサービスセンターは、青森市が市営住宅合浦団地の 1 階に設置している施設で、青森市の指定管理者として社会福祉法人藤聖母園が指定を受け管理・運営している施設である。

1 事業運営状況

当センターは、利用者様が喜んで利用されるよう、その自主性を尊重するとともに、家庭的な対応に努めることを基本に、通所介護事業と、基準該当障害者福祉サービスを実施しているほか、合浦シルバーハウジング（市営住宅合浦団地 1～3 階）に居住されておられる方々への昼食配達事業も併せて実施している。

サービスの提供は、年末年始及び土曜日・日曜日を除いて行った。また、利用者の声を聴く機会としてオンブズマンの活用、アンケート調査を行い、提供するサービスの向上・改善に努めた。

2 利用者の状況

当センターの利用定員は 30 名であるが、今年度の年間利用者数は延べ 6,000 人、で、前年度に比べ 193 人の増であった。

3 地域との交流

地区内の小学校で実施している古紙回収やペットボトルのキャップ収集や防犯対策の一環として「子ども 110 番」連絡所の指定を受け地域の防犯対策に協力したほか、地域内にある保育園との交流を行った。

4 その他

職員の配置は、介護保険法で定める基準を上回る人員を配置し、より充実したサービスの提供に努めた。

児童発達支援センター弘前大清水学園

(児童発達支援、保育所等訪問支援、子ども発達相談室)

児童発達支援センター弘前大清水学園は、障害のある幼児が、家庭から日々通園し適切な療育環境のもとでの生活と集団活動により、その能力・個性に応じた健全な社会生活を営むことができるようにすることや地域の在宅障害児への発達支援及び家族への生活・育児支援を目的としている。

定員は 30 名で、平成 27 年度は契約児童数 46 名でスタートとなり、11 月に 1 名、3 月に 1 名が入り、48 名の契約児童数となった。

主な事業は、通園を行う「児童発達支援事業」と障害児が通う保育園等へ職員が訪問して支援を行う「保育所等訪問支援事業」、各専門分野の先生に相談して助言などを受ける「子ども発達相談室」を設置するなど各種の事業を実施している。

通園にあたっては、通園バス 3 台を備え、津軽保健福祉圏域から広くお子さんを受け入れ、日々送迎を行っている。また、建物に付属して花壇や畑、園庭等があり自然に親しめる環境となっている。さらに、建物内部にはイベント等が実施可能な舞台やホール (233.29 m²) を備え、子どもたちがダイナミックに遊べる広いスペースを確保しているほか、施設を地域に開放する機会も設けている。

年間行事では、運動会や発表会、クリスマス会等を多くの保護者の皆さんの参加のもとに開催したほか餅つき会は、親の会との共同開催として取り組み、子どもたちの豊かな経験を創る機会となった。さらに、子どもの発達支援を広く地域の関係機関が連携して取り組むことを目的に当大清水学園が中心になって毎年行っている「障害幼児療育研究会」と「学園祭」は施設の持つ機能を地域に開放する機会となっているほか地域交流を通して「障害児療育」に対する地域の理解を深める大切な機会ともなっている。そのほか、各職員は、園内外の研修に積極的に参加して研鑽を積んでおり、療育内容や支援の質の向上に取り組んでいる。

保育所等訪問支援では、保育所等を利用する障害児に対して、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合に、スタッフが保育所等を訪問して児童に直接支援を行う事業である。平成 27 年度より訪問支援員が 2 名となったことにより契約児童数 6 名を見込んでいたが、それを上回る 8 名の年間契約児童数となった。訪問支援を実施する中で、集団での困り感が軽減され、徐々に適応が見られるほか保護者にも保育所等での集団場面での困り感と具体的な支援が明確になり、そのことが就学にむけての児童の理解に繋がっているほか、相談先が得られたことで安定した育児にも繋がっているものと思われる。今後に向けては、地域への移動手段の確保や支援スタッフの日程調整により継続した支援が可能となるよう努めていく必要がある。

平成 2 年度から児童発達支援センターの独自事業として実施してきた「子ども発達相談室」は、平成 27 年度の相談件数は 95 件を数え、その内訳は、ことばの相談が 45 件、運動に関するものが 33 件、育児面や発達面での相談が 17 件となっており、地域の児童や学園児に対して各専門分野の先生方により継続して個別の相談を行うことで、適切な支援の方向性を示すことが出来た。

今後も、引き続き地域支援として児童発達支援センターの役割を担っていく必要があるものと考えている。

放課後等デイサービス 療育支援センターおおしみず

(放課後等デイサービス・日中一時支援事業・障害児等療育支援事業)

放課後等デイサービスについては、10名定員の事業所が多いこの地域にあって、当20名定員の大型事業所は、当センターを含め2事業所である。契約者数は48名で、小学1年生から高校3年生までの児童が利用している。事業所としては、基本理念や活動の方向性に共感し、利用を希望するご家庭を大切に、より丁寧な姿勢を目指している。

日常の活動は、利用児一人ひとりの個別支援計画に応じて、日々の活動の中で支援目標の達成に向けて繰り返し取り組んできた。また、小学生の幅広い体験を積む活動、中学生はより発展的に活動計画の立案の経験や計画に沿った活動の実施の経験、高校生は自分の役割の意識の芽生えや活動終了後の達成感を味わうことを目指し、将来の自立への土台づくりや余暇活動の拡大、充実をそれぞれの活動の目標として企画、設定してきた。利用児の年齢や特性を一層考慮した取り組みがなされるよう検討を重ねていく予定である。

障害児等療育支援事業は、外来療育等指導事業のポップ教室を重点的に実施してきたが、市町村の幼児健診のフォローの場として各市町村の保健関係部署より紹介が増加した。そのため、年度途中で受け入れを中止せざるを得なくなったが、それでも受け入れは延べで1,500件を超え、これまでの最高相談件数となった。障害の認知から受容に至る過程の時期に関わる事業であり、職員の力量が問われる事業である。その他訪問療育指導事業として市町村の保健師との共同で市町村保健センターでの移動ポップ教室や巡回相談の実施、施設支援一般指導事業による保育園や幼稚園、小学校などの教員の支援も行った。

当センターの事業については、増大する地域のニーズや事業に取り組む上での課題等に対応するため、今後一層の努力が求められる。

弘前大清水希望の家

◎多機能型事業所（生活介護事業・就労継続支援B型事業） 定員 35名 現員 44名

- ・生活介護 定員 25名 現員 32名
- ・就労継続支援B型 定員 10名 現員 12名

◎当施設の目的

当施設は障がい者自立支援法に規定された障がい福祉サービス事業として生活介護事業及び就労継続支援B型事業を行う多機能型事業所です。

生活介護事業では、利用される方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事の介助、創作的活動や生産的活動の機会を提供するものである。

就労継続支援B型事業は利用される方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものである。

○生活介護事業

生活介護事業を利用している利用者では、加齢によるADLの低下、認知症、肥満等による持病等年々深刻化している中でそれへの対応が課題となってきた。利用者の高齢化とともに保護者の高齢化も同時進行しており、保護者の持病等もあり在宅生活の維持に課題を抱えて来ている家庭も増加の傾向にある。事業所としてこれらへの対応が大きな課題であり、早急な具体的な対応策が求められている。また、身体障害者の方も3名を受け入れている。当事業所としては、どのような障害を持っている方でも出来る限り受け入れ、全ての人に光をもたらす事が出来る事業所を目指していく必要がある。

○就労継続支援B型事業

主な作業内容としては、農作業、リサイクル作業（ダンボール、新聞、雑誌、アルミ缶等の回収）、調理作業（マドレーヌ作り）等を行っている。

現在、利用者の作業工賃額は県の平均工賃額と比較してもまだまだ低い水準であり、就労継続支援B型とはいえ、就労面での自立にはほど遠い状況である。

利用者の状況を考えると、工賃支給のみが就労支援の目的ではなく、利用者が社会性を身に付けるための支援も合わせて行う必要があるなど様々な課題があるとはいえ、利用者に合わせて作業方法の直しや、作業の効率性を高める努力は常に求められることから、その方策等についての検討が必要である。

◎日中一時支援事業 定員 5名 現員 38名

○日中一時支援事業

日中において活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行うものである。

障害者総合支援法により、通所施設の利用者一人当たりの利用日数が1ヶ月22日までという制限が課せられている。そのため、1ヶ月に22日以上通所している利用者は、22日を超えた分は利用できないこととなっているため、その救済のためにも実施している。

弘前大清水希望の家（短期入所事業）

◎短期入所事業 定員 4名

○短期入所事業

短期入所事業では、平成27年度の利用者数は1名と少なかったが、今後は短期の宿泊体験や保護者のレスパイト等での利用等も含め、保護者への周知に努め実施していく必要がある。

障害児・者サポートセンター大清水

当センターでは、障害児相談支援事業、特定相談支援事業、一般相談支援事業の3事業を行っています。

○障害児相談支援事業

児童福祉法に基づく障害児通所支援を利用する児童、又は保護者に適正な相談及び利用計画を提供することを目的としています。

- ・生活全般に係る相談
- ・障害児支援利用計画作成
- ・訪問によるモニタリング
- ・その他、必要な相談支援等

○特定相談支援事業

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用する障害者若しくは障害児、又は保護者に適正な基本相談支援及び計画相談支援を提供することを目的としています。

- ・生活全般に係る相談
- ・サービス等利用計画作成
- ・訪問によるモニタリング
- ・その他、必要な相談支援等

○一般相談支援事業

入院、入所中の方への支援を行う地域移行支援、地域での生活を維持していくための支援を行う地域定着支援や日常生活の支援等を行い、社会参加と自立の促進を図ることを目的としています。

(1) 地域移行支援

- ・サービス提供方法の説明及び相談

- ・サービス等利用計画作成
 - ・訪問によるモニタリング
 - ・地域における生活に移行するための活動に関する支援
 - ・その他、必要な支援等
- (2) 地域定着支援
- ・サービス提供方法の説明及び支援
 - ・サービス等利用計画作成
 - ・訪問によるモニタリング
 - ・地域定着支援台帳の作成及び変更
 - ・緊急事態における支援
 - ・その他、必要な相談支援等

藤ヨゼフハウス（グループホーム）

当事業所は、障害があっても地域の中で暮らしたい思いのある障害者に対し、地域社会の中にある共同生活住宅で暮らすために必要な食事の提供、金銭管理等の生活援助や障害程度区分【2】以上の障害者に対しては必要な生活支援を併せて行うことによって、障害者の地域における自立生活を支援することを目的としている。

当事業所では介護包括型グループホームとして運営する形態をとっており、施設は第1ヨゼフホームから第9ヨゼフホームまであり、それぞれ定員が定められ、合計定員は53名となっている。年度中に退去3名入居2名の動きがあったが、27年度末で入居利用者は49名となっている。

当事業所の利用者は、その多くが一般就労や福祉的就労しており、各々が自分の望む障害福祉サービスの提供を受けながら自分に合った仕事を継続し日々の生活を送っている。

また、日常生活でより多くの支援を必要としている利用者や高齢の利用者も、よりきめ細かな支援を受けながら地域生活を送っている。

支援の中でも特に健康管理や緊急対応には留意しており、有病者については服薬及び通院支援の充実に努めたほか、緊急連絡体制を強化するため、ワンタッチ式の直通小型電話機を各ヨゼフホームに設置し、さらに電話による通報等が困難な利用者には簡単な操作で通報可能なセコムホームセキュリティ端末を所持させている。

また、利用者には様々な地域行事やサークル活動の情報提供を行い、積極的に参加できる機会を増やしたほか、余暇支援として、お花見会、クリスマス夕食会、県外旅行、日帰り旅行などを実施した。

青森藤チャレンジド就業・生活支援センター（生活支援等事業）

事業の概要

(1) 事業の設置目的

センター事業は障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的とする。

(2) 生活支援事業登録者数

平成 27 年度末登録者数 男性 85 名、女性 59 名 計 144 名

(3) 登録者に対する主な支援内容

- | | |
|--------------------|----------------|
| ①日常生活上の相談に対する助言・支援 | ②健康管理への助言・指導 |
| ③衣食住に関する助言・指導 | ④余暇に関する助言・情報提供 |
| ⑤消費行動に関する助言・指導・支援 | ⑥人間関係の調整・助言 |
| ⑦各種事務手続きへの助言・支援 | ⑧緊急時の対応 |

(4) 登録者に対する活動状況

区 分	登録者への支援方法						合 計
	電 話	家庭訪問	職場訪問	来 所	他機関訪問	その他	
支援延人員	105	35	37	59	81	34	144
支援延回数	1,942	203	109	271	428	95	3,048

(5) 登録者以外への支援状況

	電話相談	来所相談	家庭・職場訪問による相談・支援	他機関訪問同行・支援	その他の支援	合 計
回 数	98	15	14	24	4	155

公益事業

藤聖母園居宅介護支援事業所

1 事業運営の概況

当時事業所は、介護保険制度の居宅介護支援事業者として、平成 11 年度から行ってきた介護保険要介護認定申請代行、居宅介護サービス計画の作成、相談業務等平成 27 年度も引き続き実施した。

要支援に認定された利用者については、他法人の「介護予防支援事業者（地域包括支援センター）」に担当を引き継いでいるが、そのうち、当センターで担当していた方については引き続き担当させていただいている。また、最初は地域包括支援センターで関わった方で要支援・要介護と認定された方も担当させていただいている。

2 活動状況

居宅介護サービス計画作成数 (件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
90	94	93	97	96	95	98	97	98	94	96	101	1,149

3 職員配置状況

所長 1名 介護支援専門員 3名

青森市合浦シルバーハウジング

青森市合浦シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）は、市営住宅合浦団地の 1 階から 3 階までを高齢者（65 歳以上）及び障害者専用の市営住宅として青森市が設置した施設で、社会福祉法人藤聖母園が運營業務委託されている事業である。

この住宅は、高齢者等の生活に配慮した設備・仕様が施されている。たとえば、水の使用が 12 時間行われないうち、又は 2 時間以上水が流され続けているときには、自動的に生活援助員に通報され原因を確認したうえで必要な処置が行なわれるなどである。

入居者には生活援助員によるサービス（生活指導・相談、安否確認、緊急時の対応、一時的な家事援助、関係機関等との連絡など。）を提供している。配置している生活援助員と居住高齢者とのコミュニケーションやお互いの交流が図られるよう、土曜日には団欒室でお茶飲み会を開催した。多い日には、入居者の 3 人に 1 人が集まり交流を行っていた。

1 年 365 日、24 時間体制での支援業務により、それぞれの高齢者の安心した生活を見守り、お互いの関わり合いからくる信頼感を生み出している。シルバーハウジング入居者へ

のデイサービスからの食事援助（配食）は希望者の増加もあり、前年に比べ約 5 倍と大幅に増加し 212 食となった。

緊急警報による警備保障会社からの出動回数は、年間延べ 28 回あった。主なものは水の長時間不使用（12 時間）による生活警報が多かった。

青森藤チャレンジド就業・生活支援センター（雇用安定等事業）

平成 18 年度から国【厚生労働省】の委託事業として青森労働局からの指定を受け、障害を持つ方々の職業生活の自立を図ることを目的として、生活支援等事業と連携し就業および就業に伴う日常社会生活上の相談支援業務を行う。

支援業務の推進に当たり雇用・福祉・教育の各行政機関並びに各企業とも連携を図りながら実施した。また、雇用促進と職場定着のために生活習慣の形成・日常生活等の自己管理・職場適応への助言や支援を利用者の特性を理解し課題に応じて対応した。

職員は、3 名を就業支援員として配置した。

連携機関である青森公共職業安定所、相談支援事業所を中心に特別支援学校、市町村の福祉・雇用担当課、福祉・医療機関等との情報交換並びに協議を重ねながら、事業所訪問での職場定着の推進と職場開拓に努めた。

また、直ぐに一般就業の困難な障害者については、相談支援事業所等と連携し就労移行・継続支援事業所、委託訓練先等へ繋ぎながら、基礎訓練を斡旋し就労に向けたプロセスを確立した。

管轄の地域は、青森市・東津軽郡 4 町村（平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村）の 5 市町村でエリアの総人口は約 318,000 人で県人口の 24%を占めている。

支援対象登録者は平成 28 年 3 月末で 336 人、相談・支援件数は 6,943 件、職業準備訓練・実習斡旋人数は 61 人、就職者数は一般就業 54 人・A 型就労 12 人、職場訪問による定着支援件数は 621 件等の実績である。

当センター主催の連絡会議（報告会）は 2 回開催し、支援実績並びに支援事例の報告、関係機関との意見交換の場とした。なお、内 1 回は情報交換のテーマを「精神・発達障害者の就業支援」と題し、平成 30 年 4 月 1 日に雇用義務化となる同障害への対応について発表した。当センターと連携して雇用に至った事業所並びに支援機関の担当者から支援内容についての報告をした。又、関係機関が主催する会議・研修会に出席し、情報収集と職員の資質向上に努めた。

当センター主催の在職者の職場定着を図る研修会は 2 回開催し、「道路交通法の改正に伴い、自転車通勤を行っている在職者に向けたルールの勉強会」「青森市役所の職員によるゴミ出しについての勉強会」を実施した。

収益事業

収益事業（法人本部）

（東京アフターケアハウス）

1 東京アフターケアハウスについては、平成 27 年度事業計画のとおり、建物の賃貸契約を行った。

（今後の取り組み）

2 今後、東京アフターケアハウスの役割と必要性が求められるようになったときは、当法人としては速やかにこれに対応するようにしたい。